



多様な働き方推進事業者

多様な働き方推進事業者 認定チェックリスト

認定項目①～⑩のうち3つ以上にがつくと認定の可能性あります。

- ① 法令順守、規則・計画の整備、「みんなのキャリアの保健室」への登録** 【全て】
 - 労働基準法や育児・介護休業法の労働関係法令に違反する重大な事実が過去3年以内でない。
 - 育児・介護休業法を遵守した就業規則を整備している、または10人未満雇用事業者である。
 - 次世代法・女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画を策定している、または100人以下雇用事業者である。
 - 「みんなのキャリアの保健室」事業者登録に登録している。※申請中を含む

- ② 男女が共に仕事と育児・介護を両立できる**
 - 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児や介護の短時間勤務のいずれかの利用実績がある。※過去5年以内

- ③ テレワークやフレックスタイムなど独自の取り組みを導入している** 【1つ以上】
 - 法を上回る制度がある。(育児休業、介護休業、育児のための短時間勤務)のいずれか。
 - 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ
 - 柔軟な働き方(勤務間インターバル、フレックス、テレワーク)
 - 託児環境の整備
 - 有給での子の看護休暇または介護休暇
 - 限定正社員制度
 - 出産退職者、介護退職者等の復職・再雇用制度

- ④ 出産後復帰して1年以上継続して働いている従業員がいる** ※過去5年以内
おおむね50%以上の実績がある。※出産した女性がいない場合は介護休業した従業員の仕事復帰率

- ⑤ 女性管理職が活躍している**
管理職全体のうち、女性管理職の割合がおおむね18%以上または業種別平均を上回る。

- ⑥ ライフステージに応じたキャリア形成を支える職場づくりをしている** 【2つ以上】
 - 時間単位の有給休暇制度
 - パートタイム労働者等からの正社員への転換制度
 - 妻出産時の学校行事参加のためなどの特別休暇制度
 - ノー残業デーの実施
 - 働き方の見直しや女性のキャリア形成につながる研修制度
 - その他独自の取組

- ⑦ 働き方に対する取組を表明している** 【1つ以上】
 - 社内報、社内インフラネット、掲示、回覧や社内メールへの掲載
 - 経営方針、求人票やホームページへの掲載
 - 各種制度周知のためのハンドブック等の作成
 - くるみん、えるほし認定の取得

- ⑧ 男性従業員の育児休業等の取得が定着している** 【1つ以上】※過去5年以内
 - 男性従業員で育児休業(出生時育児休業を含む)の連続5日以上取得者がいる。
 - 男性従業員で育児を理由とした休暇(年次有給休暇を除く)の連続5日以上取得者がいる。
 - 男性従業員で育児のための短時間勤務制度利用者がいる。

- ⑨ 働き方改革を積極的に進めている** 【1つ以上】
 - 月平均残業時間が業種別平均を下回る。または過去2か年比で10%以上削減している。
 - 有給休暇の取得率が業種別平均を上回る。または10日以上付与された従業員全員が年5日を超えて取得している。

- ⑩ 従業員が長く働いている** 【1つ以上】
 - 離職率
 - 新卒者の3年目までの離職率
 - 勤続年数のいずれかが平均より良い

- ⑪ 旭川市子ども・女性・若者未来部が実施する事業の利用実績がある** 【1つ以上】※過去1年以内
 - みんなのキャリアの保健室セミナー
 - 多様な働き方セミナー
 - その他、旭川市子ども・女性・若者未来部女性・若者応援課が実施する事業

まずは、こちらに登録!

詳細はコチラ

「みんなのキャリアの保健室」事業者登録

